

平成19年5月22日

各 位

会 社 名	株式会社イーコンテクト
代 表 者 名	代表取締役社長 佐武 利治 (コード番号:2448)
問 い 合 せ 先	取 締 役 / C F O 小野 武雄
T E L	0 3 - 5 4 6 4 - 6 4 6 1 (代表)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

今回の改訂は、反社会的勢力排除に対する方針を明示することを目的としております（改訂箇所は下線にて表示）。

記

I. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役、監査役）及び社員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】

当社は、Eコマースにおける新たな文脈（コンテキスト）と価値を創造することを理念とし、Eコマースインフラのデファクト・スタンダードを確立し、先進的な日本のインターネットビジネスを創造する企業を目指す。その実現のため、株主、取引先、お客様、社員等のステーク・ホルダーと優良な関係を築き、社会の発展に貢献するものとする。

当社は、この経営理念の下、役員及び社員の一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備するものとする。

II. 内部統制の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備するものとする。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業の役員・社員は、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正且つ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とする。

その徹底を図るため、経営企画本部において、全社のコンプライアンスへの取り組みを統括し、各本部のコンプライアンスの状況を監査または把握する。また、経営企画本部を中心に役員・社員への教育・啓発等を行う。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

当社は、当社内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、社員が直接報告を行う手段と、その報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとする。

当社は反社会的勢力からの被害及び不当な要求を防止するための体制を構築し、役員・社員への反社会的勢力との関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役は、法令・社内規程（文書管理規程、情報セキュリティ管理規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録、保存し、且つ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、取締役、監査役等が必要に応じてこれらの文章等を閲覧できる状態を維持するものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンスに係るリスクの対応については経営企画本部、情報セキュリティ及び災害時等に係るリスクの対応については情報セキュリティ統括管理者が規則・ガイドラインの制定・運用方法を整備し、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を全社及びそれぞれの担当部署にて実施する。また経営企画本部は組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。

なお当社は、平時においては、各部門においてその有するリスクの洗い出しを継続的に行い、当該リスクの軽減に努めるとともに、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、会社全体として対応することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、取締役・社員等が共有する全社的な目標を定め、各本部担当の取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めるものとする。また、取締役会はその機能をより強化し経営効率を向上させるため、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務効率化を実現するシステムを構築するものとする。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、事業推進に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。各取締役は、取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するための計画を策定しこれを監視する。なお、その内容の定期的な報告と重要案件については、経営企画本部がこれらを横断的に推進し、管理するものとする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、経営企画本部の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。なお、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役または社員は、監査役に対して法定の事項に加えて、著しい損害など当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況については、速やかに監査役に報告する体制を整備するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に参加するとともに、取締役と定期的な意見交換会を設定するものとする。また、主要な稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社の財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進する。

当社は、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。